平成２７年（フ）第２８号
山形県鶴岡市丸岡字町の内261番地
破産者　山形工業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１６号
山形県鶴岡市湯温海字湯の里139番地の１
破産者　協業組合温海クリーニングセンター
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第７号
山形県酒田市中町１丁目７番５号
破産者　有限会社エムエヌ・コラボレーション
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第９７７号
茨城県水戸市本町１丁目５番29号
破産者　有限会社根本製作所
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
千葉県松戸市千駄堀1554番地の１　安蒜テラスＡ－６号
破産者　町谷惠美子
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１６号
千葉県松戸市常盤平２丁目３番地の３　ドフィーヌときわ平Ⅱ301号
破産者　髙木　章雄
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７５７号
神奈川県川崎市高津区下野毛１－12－８、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区中央町２丁目34番15号
破産者　有限会社三晃電設
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７５８号
東京都大田区大森東１丁目35－５－701
破産者　田上　晃一
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２７号
東京都北区赤羽２丁目55－４－402
破産者　伊藤　禎昭
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５２号
横浜市泉区下飯田町327、商業登記簿上の本店所在地横浜市泉区上飯田町288
破産者　有限会社モガミ
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６７８号
横浜市港北区新吉田東８丁目22番11号ボナールＢ号室
破産者　有限会社池間工業
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
長野市大豆島1638番地
破産者　株式会社オレンヂ
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
長野市大字鶴賀629番地１
破産者　有限会社本島設計
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６５号
大阪府豊中市利倉３丁目６番18号
破産者　株式会社幹彩
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５号
大阪府河内長野市加賀田1094番地の17
破産者　株式会社マルコシ
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
大阪府羽曳野市川向89番地の７
破産者　ユーエフ産業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
堺市北区百舌鳥梅町１丁４番12コバショウビル３Ｆ
破産者　合資会社ブオネット
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
青森市大字羽白字富田40番地25
破産者　有限会社ケーズ・ワン産業
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
福島県郡山市大町１丁目４番５号
破産者　郡山大町センター株式会社
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８号
千葉県館山市薗1080番地の２
破産者　小笠原運送有限会社
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９号
千葉県館山市薗1080番地の２
破産者　小笠原茂昭
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１８号
千葉県館山市長須賀72番地の１
破産者　青木　　茂
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部